

共済だより

# KYOSAI!

Yamaguchi

4  
APR  
2010  
月号



平成22年度事業計画及び予算 2

貯金事業のご案内 6

平成22年度の保健事業について 8

年金学校 11

被扶養者の資格に異動はありませんか? 12

ご存知ですか? 限度額適用認定証 13

# 平成22年度 事業計画及び予算

3月2日第1回組合会で議決

## 基本項目

予算作成にあたっての基礎数値です

区分	全体	介護第2号被保険者
組合員数	16,332人	9,135人
組合員1人当たりの給料月額	短期 332,768円	短期 390,741円
	長期 332,115円	—
被扶養者数	18,748人	2,971人

平成22年第1回組合会が3月2日開催され、平成22年度の事業計画及び予算が決まりましたのでお知らせします。

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金でまかなわれています。しかし、組合員数の減少や給与削減等により収入の大幅な減少は避けられず、また、混迷が続く経済・金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっております。

短期経理は、医療保険制度改革に伴う負担増や医療費の増高等で厳しい財政状況にあります。このため、大幅に財源率を引き上げ支出の増加に対応することとしました。また、介護財源率についても、介護納付金の増加に伴い財源率を引き上げることとしました。短期給付事業の安定的運営を確保するため、組合員や被扶養者の医療費の分析を行うとともに、「短期給付財政安定化計画」を策定し、医療費抑制策を講ずることとしています。

長期経理は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」）に集約して一元的に処理されています。年金制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員等への周知を図り、相談業務の充実に努めます。

保健経理は、組合員及び被扶養者の健康の保持増進に資する事業を重点的に行っていくこととします。特定健康診査及び特定保健指導については、制度の周知及び実施率向上に努めます。

厳しい経営環境にある宿泊経理等は、組合員及び年金受給者への利用促進を図り、企画商品の開発、費用面を見直し経費節減を図る等、より一層の経営努力を行うこととしています。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

## ◆ 短期経理 ◆ 組合員と被扶養者の医療費等をまかないます。

### 短期財源率・介護財源率ともに引き上げ

短期給付財政については、組合員数の減少及び給与等の伸び悩みなどにより掛金・負担金の収入が減少する一方、高齢者医療制度に対する支援金や医療費の増高等で支出が年々増加しています。

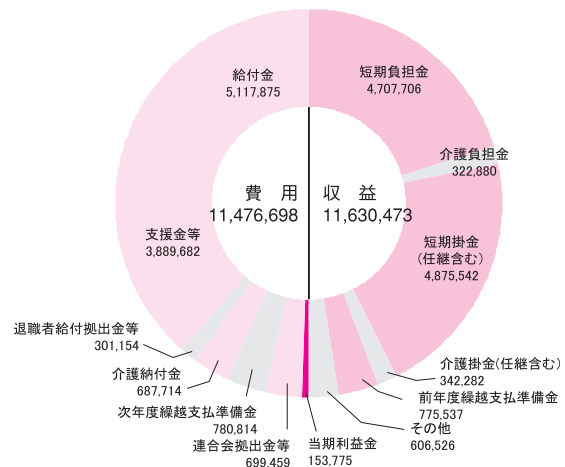
平成22年度においても、引き続き収入は減少する見込みです。支出においては、前期高齢者納付金が大幅に増加することが見込まれています。高齢者医療制度に対する支援金等の負担は、費用全体の約42%になります。また、協会けんぽの財政問題への特例措置も検討されており、これらのことから短期財源率を千分の12.8引き上げ、千分の90とすることとなりました。

収支の結果は、当期短期利益金を生じる見込みですが、欠損金補てん積立金に全額積立てて事業の安定を図る予定です。

また、介護財源率においても、組合員数の減少にもかかわらず、介護被保険者1人当たりの負担額の増加が見込まれ介護納付金が増加するため、財源率を千分の0.66引き上げ、千分の9.2にすることとなりました。

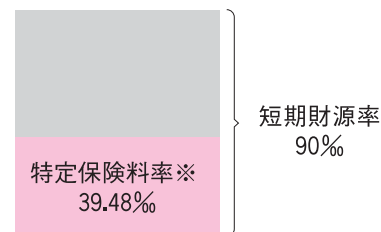
財源率の引き上げは、組合員の皆さんに多大な負担をおかけすることになりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解いただき、また、引き続き疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようお願いいたします。

(単位：千円)



### 平成22年度 高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	23億8,309万円
後期高齢者支援金	15億641万円
病床転換支援金	18万円
退職者給付拠出金	3億37万円
老人保健拠出金	78万円
合計	41億9,083万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率

## ◆ 長期経理 ◆ 年金給付のための資金です。

### 9月に保険料率の引き上げ

長期給付事業の一元的処理に伴い、市町村連合会が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体から納付された掛金・負担金を受けて市町村連合会に払い込むための経理となります。

昨年実施された財政再計算（5年ごとに行う保険料負担水準等の見直し）により、保険料率の引き上げ（千分の0.354）が毎年9月に行われます。

平成22年1月からは、組合員及び年金待機者の利便の向上を図るため、ターンアラウンド方式（住所・氏名等の基本情報を印字した請求書を送付する。）による退職共済年金決定請求書の事前送付を実施し、年金の請求もれを防止するよう努めております。

今後も、年金制度に対する信頼を確保し、制度に対する理解を高めるため、組合員、年金受給者及び年金待機者に積極的に広報活動を行い、引き続き相談業務の充実に努めます。

## ◆ 預託金管理経理 ◆ 長期給付積立金の一部を運用します。

長期給付積立金は、市町村連合会において運用されていますが、この積立金の一部を市町村連合会から委託運用することが認められています。

運用方法については、地方公共団体への縁故地方債、他経理への貸付及び短期運用となっております。

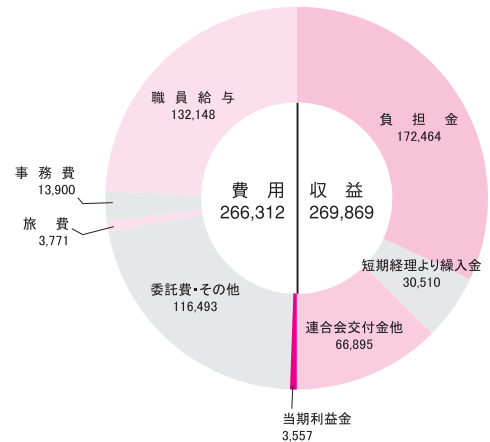
## ◆ 業務経理 ◆ 事業運営に必要な諸経費をまかないます。

短期給付事業、長期給付に関する事業などを行うための事務費や人件費などをまかなう経理で、財源は、地方公共団体等から事務費負担金として納付されております。

平成22年度の地方公共団体負担分は、組合員1人当たり年額10,140円となります。また、短期経理からは、組合員1人当たり年額1,870円を繰り入れます。

収支の結果は、当期利益金を生じる見込みですが、より一層の事務経費の削減に努めます。

(単位：千円)



## ◆ 保健経理 ◆ 健康の保持増進を目的に事業を行います。(8ページをご参照ください。)

### 特定健診・特定保健指導を実施しています

保健事業では、組合員及び被扶養者のため健康保持増進に重点を置いた事業を行っています。

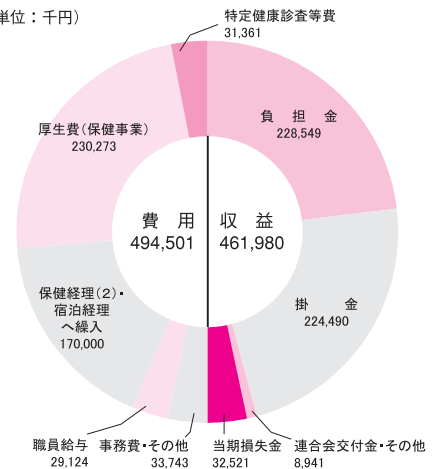
平成22年度は、短期人間ドックなどの疾病予防対策事業を中心に、メンタルヘルス相談や健康セミナーなどの医療費増高対策にも努めます。

特定健康診査及び特定保健指導では平成20年度に特定健康診査等実施計画の中で定めた目標値の達成に向け、事業主検診の特定健診項目の一部の助成を引き続き行い、制度の周知及び実施率向上に努めます。

また、シーサイドパレス萩と防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等に充てる費用として繰り入れを予定しています。

収支の結果は、当期損失金を生じますが、積立金を取り崩して補てんする予定です。

(単位：千円)



## ◆ 保健経理 (2) ◆ 保健施設 シーサイドパレス萩を運営しています。

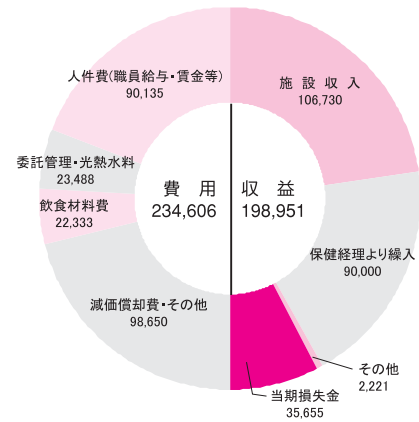
### オープン15周年です

本施設は今年8月、平成7年の開業から15年の節目を迎えます。そこで、今年度はオープン15周年記念と銘打って、組合員重視の利用特典や企画商品を用意し、売上増をめざします。

厳しい経済不況の中、萩地域における観光客数も伸びず、特に宿泊利用者が毎年減少している状況です。前年度から委託業務の直営化、プールの冬季休業、レストランのアイドルタイム廃止など、人件費をはじめとするコスト削減策を推し進めてきましたが、さらに無駄を省き、運営効率の向上を図ります。

職員が一丸となってサービスの向上に努めておりますので、ぜひ、ご家族おそろいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。

(単位：千円)



## ◆ 宿泊経理 ◆ 保養所 防長苑を運営しています。

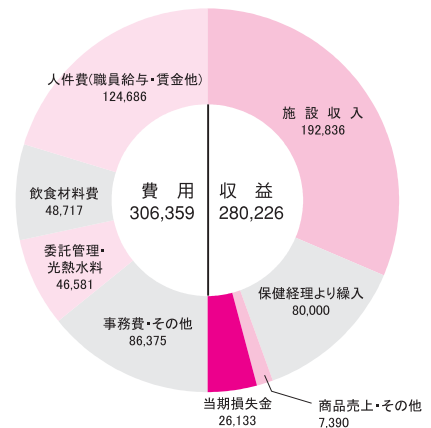
### 飲んで食べて美肌の温泉をご利用ください

景気低迷と観光需要構造の変化により、宿泊者数、宴会利用者数は毎年減少しています。

家族及び年金受給者の平日利用者向け宿泊プラン、宴会プランの販売により利用促進を図りました。今後も組合員及び年金受給者への利用促進に向けてのPR、ホームページを利用した宿泊予約販売の推進、宿泊をセットにしたプラン等の充実を図り、利用客の増加に向けて努力します。

引き続き、職員の接客能力の向上を図り、利用客の満足度向上に努め、健全経営をめざします。ぜひ、ご家族おそろいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。

(単位：千円)



## ◆ 貯金経理 ◆ 資産運用をお手伝いします。

### 引き続き貯金の支払利率は年利1.1% (税引き後0.88%)を維持します

共済積立貯金は、昭和60年に制度が発足し本年で25周年を迎えることとなりました。

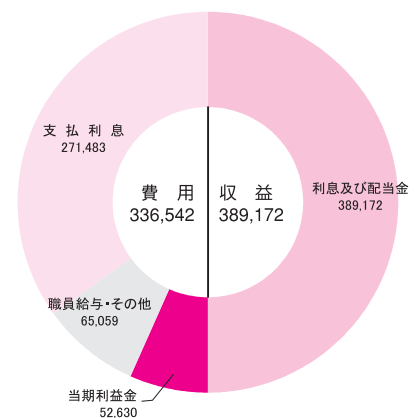
将来にわたり持続可能な制度としていくために組合員の皆さまへの普及活動を継続し、共済積立貯金の加入者数及び貯金残高の増加に努めます。

また、貯金加入者の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して参ります。

収支の結果は、当期利益金を生じる見込みですが、欠損金補てん積立金に積み立てて事業の安定を図る予定です。

低金利時代の今、安全かつ有利な共済貯金をどうぞご利用ください。(6・7ページ及び14ページに関連記事があります。)

(単位：千円)

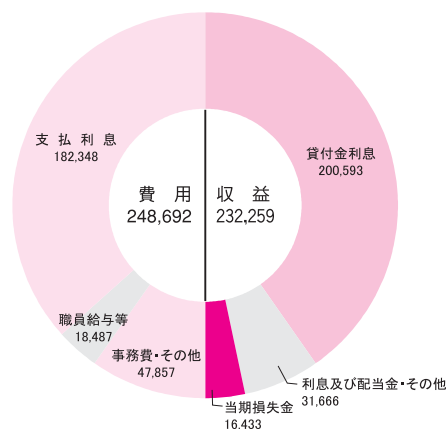


## ◆ 貸付経理 ◆ 住宅資金や臨時資金をお貸しします。

貸付事故は減少傾向にありますが、引き続き事故防止に努めていくことが必要なため、市町村連合会において、貸付要件の厳格化や事前審査の充実を図るよう更なる事業の見直しが検討されています。

また、償還中の貸付の繰上償還及び定年退職者の一括償還の増加のため、貸付金残高の減少傾向は続いています。組合員貸付金残高の減少に伴い、収入である組合員貸付金利息が減少するため、今年度も欠損金補てん積立金を取り崩して運営する予定です。

(単位：千円)



## ● 平成22年度財源率 ●

### 給料(本俸)

(単位：%)

組合員種別	経理区分	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当拠出金	事務費負担金
一般組合員	一般職	56.25	56.25	5.75	5.75	0.875	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	—	1人当り 月額845円
	組合専従	56.25	56.25	5.75	5.75	0.875	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	94.7125 (96.925)	42.625	—	
	特別職	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
	派遣職員	56.25	56.25	5.75	5.75	0.875	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	1.30	
市町村長組合員	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—		
長期組合員	2.45	2.45	—	—	—	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	—		
市町村長長期組合員	1.96	1.96	—	—	—	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—		
特定消防組合員	56.25	56.25	5.75	5.75	0.875	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	—		
船員一般組合員	52.09	67.91	5.75	5.75	0.875	0.375	2.7	2.7	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	—		
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	94.7125 (96.925)	95.0875 (97.3)	42.625	1.30		

### 期末手当等(ボーナス)

(単位：%)

組合員種別	経理区分	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当拠出金
一般組合員	一般職	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—
	組合専従	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	75.77 (77.54)	34.1	—
	特別職	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—
	派遣職員	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	1.30
市町村長組合員	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
長期組合員	1.96	1.96	—	—	—	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
市町村長長期組合員	1.96	1.96	—	—	—	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
特定消防組合員	45.0	45.0	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
船員一般組合員	41.672	54.328	4.6	4.6	0.70	0.30	2.16	2.16	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	—	
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	75.77 (77.54)	76.07 (77.84)	34.1	1.30	

※長期組合員、市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者です。

※長期掛金負担金の( )は9月以降の率です。

□：今年度変更となった率です。

# 貯金事業のご案内

## 1. 事業の目的としくみ

地方公務員等共済組合法（以下「法」という）に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的としています。

組合員の皆様からお預かりしたお金を、共済組合が一括して安全かつ効率的に運用することで収益金を得て、貯金者の皆様に利息として還元しています。



## 2. 貯金利率（平成22年4月1日現在）

年1.1%（税引後0.88%）の半年複利

※金融情勢及び運用状況により変更します。

## 3. 運用状況

共済積立貯金の資金は、法の定めるところにより、安全性の高い金融商品の範囲で運用することが義務付けられています。また、不測の事態に備えて積立金を保有しています。

貯金経理での運用額は、平成21年12月現在で約280億円となっています。そのうち約82.5%を安全性の高い債券で運用し、残りの約17.5%を普通預金及び定期預金で分散して運用しています。

共済積立貯金の利率は現在年1.1%を維持していますが、これは、過去に購入した高利回りの債券により、市中金利が低金利となっている現在も、年1.1%に相応する運用益を確保しているからです。

今後高利回りの債券の償還が進み、新規購入する国内債券等の利回りが低くなってはきますが、当分は市中の一般的な定期預金利率に比べて高い貯金利率を維持できる見込みです。

運用状況については、定期的に共済だより（9・10月号及び3月号）に掲載しています。

## 4. 共済積立貯金とペイオフ（預金保険制度）

当座預金や普通預金については、平成17年3月末まで全額保護されましたが、平成17年4月より、利息がつかない等の条件を満たす預金（決済用預金）を除き、ペイオフが解禁となりました。

共済組合は、ペイオフという金融機関に該当しないことから、共済組合と組合員貯金者との間にはペイオフは適用されず、共済貯金は保護の対象とはなりません。

共済貯金のリスクについては、各個人で判断していただきご利用ください。

### ペイオフとは…

ペイオフとは、金融機関が万一破綻した場合、預金保険制度により預金等の払戻額を一定額まで保護される制度です。保護される額は、預金者1人につき元金1,000万円までとその利息等（1,000万円を超える元金とその利息等については、破綻金融機関の清算配当に応じて支払われます。）となります。

共済積立貯金に関するお問い合わせ 共済組合福祉課貯金係 TEL 083-925-6551  
運用に関するお問い合わせ 共済組合総務課経理係 TEL 083-925-6141

共済積立貯金は、山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は加入できません。積立貯金の概要・主な手続きについては、以下のとおりです。

なお、本誌14ページに「貯金事業からのお知らせ」を掲載していますので、そちらもぜひご覧ください。

【概要】

積立の種類	<p>定時積立 給料から天引きして積み立て(千円の整数倍)</p> <p>臨時積立 期末・勤勉手当から天引きして積み立て(千円の整数倍)</p> <p>随時積立 希望するときに希望する額を積み立て(万円の整数倍)</p> <p>各所属所の共済事務担当課で、専用の振込依頼書(振込手数料無料)を受け取り、必要事項を記入して山口銀行本支店の窓口でお振り込みください。</p> <p>随時積立が、共済組合口座に入金された翌月中旬に「臨時積立受領書」(封書)を所属所経由で送付します。</p> <p>*随時積立のみの加入もできます。</p>
利息	<p>毎年9月と3月の末日に半年分を計算して同日付で元金に組み入れます。</p> <p>毎年10月と4月の中旬に、半年間の積立額の変動を記載した「貯金現在残高通知書」(封書)を所属所経由で送付します。</p>
利子税	<p>源泉分離課税を適用 利息の20%(国税15%、地方税5%)を源泉徴収</p> <p>ただし、一定の要件に該当する方は、「障害者等に対するマル優制度」を利用することができます。詳細は、共済組合福祉課貯金係または所属所の共済事務担当課でご確認ください。</p>

【主な手続き】

新規加入申込	<p>「積立貯金加入・変更・解約申込書」を提出</p> <p>毎月10日共済組合必着⇒原則翌月から積み立て開始</p> <p>随時積立のみの加入の場合は、提出日から積み立て可能</p>
積立額の変更	<p>「積立貯金加入・変更・解約申込書」を提出</p> <p>年2回 4月10日～5月10日共済組合必着⇒6月からの変更</p> <p>9月10日～10月10日共済組合必着⇒11月からの変更</p>
積立の中断 積立の再開	<p>「積立貯金加入・変更・解約申込書」を提出</p> <p>毎月10日共済組合必着⇒原則翌月から変更</p>
届出印変更	<p>「積立貯金加入・変更・解約申込書」を提出</p> <p>変更発生後随時変更</p>
貯金の払戻	<p>「払戻請求書」を提出</p> <p>毎月10日共済組合必着⇒当月末日送金</p> <p>毎月25日共済組合必着⇒翌月15日送金</p>
貯金の解約	<p>「積立貯金加入・変更・解約申込書」を提出</p> <p>毎月10日共済組合必着⇒当月末日送金</p>
	<p>*払戻金および解約金は、共済組合届出済の給付金等振込口座に送金</p> <p>*金融機関休日のときはその前営業日の送金</p> <p>*払戻・解約手数料なし</p> <p>*お預かりした資金を計画的に運用することでより有利な利息を還元するため、払戻は月2回、解約は月1回と定めています。</p>

共済積立貯金に関する個人情報の利用について

貯金業務で取り扱う主な個人情報の利用目的は、次のとおりです。

〈当組合内部におけるもの〉

- ・貯金の受入、払出
- ・残高管理及び貯金台帳等各種帳票の作成

〈他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの〉

- ・貯金の受入、払出等に伴う所属所(給与等支給機関)への情報提供
- ・非課税制度のために必要な情報の税務署への提供
- ・貯金の払出、送金のために必要な情報の送金委託金融機関への提供
- ・貯金事業に必要な情報の所属所への提供

# 平成22年度の保健事業について

組合員及び被扶養者の皆様の健康増進にお役立てください。

◆請求書・利用助成券等は各所属所の共済事務担当課でお受取りください。

項目	内容	実施対象者	実施時期	場所等	案内及び利用方法			
疾病予防対策事業	短期人間ドック	「1泊2日ドック」 受診費用の助成	40歳以上の 組合員	通年	契約 健診機関	今年度受診希望については、1月に配布した「人間ドック利用申込書」により、申し込みいただいております。 後日、所属所経由で申込者あてに人間ドックご案内を送付します。 ※今年度の申込みは締切りしました。		
		「日帰りドック」 受診費用の助成	30歳以上の 組合員、 被扶養配偶者					
医療費増高対策事業	保健図書の配布	出産予定組合員・被扶養配偶者 に育児専門書の贈呈	組合員、 被扶養配偶者	通年	—	育児専門書請求書（すくすく赤ちゃん・育児Q&A・赤ちゃん和妈妈（月刊誌）から1つを選択）により請求してください。 請求者のご自宅に送付します。		
		新規加入組合員に共済組合事業の案内等の配布	新規加入 組合員		—	各所属所を通じて配布します。		
	電話健康相談	24時間フリーダイヤル、インターネットによる無料健康相談（専門業者に委託）	組合員、 被扶養者		—	フリーダイヤル（0120-876-898：携帯電話使用可）、インターネット（共済組合ホームページ「共済健康相談室」からアクセス。IDは876898です。）での相談方法があります。		
	メンタルヘルス相談	医療機関等で組合員の心の健康相談：1人につき年度内3回まで無料（医療機関等に業務委託）	組合員		委託機関 (別紙藤色 リーフレット を参照)	「メンタルヘルス相談事業の実施について（藤色のリーフレット）」を本誌に差込んでいます。「相談利用券（リーフレットに添付）」と「組合員証（健康保険証）」を委託相談機関の窓口にて提示してご利用ください。		
	健康セミナー	健康管理者研修会	健康維持増進等に関する管理者研修		所属所各部署の 管理者等	7月頃	防長苑	日程、内容等詳細が決まってから各所属所に開催案内を通知します。
		健康関連講座	健康維持増進等に関する講演と軽い運動		組合員、 被扶養配偶者	7月～ 10月	調整中	日程、内容等詳細が決まってから共済だより及びホームページにて参加者募集の案内をします。 あわせて、各所属所に開催案内を送付し、参加者の募集をします。
体力づくり教室		運動を始めるきっかけづくりとして、スポーツ体験教室を開催	組合員、 被扶養配偶者	9・10月頃				
ライフプラン事業	生涯生活設計型講座	年代別又はテーマ別に分けて開催	組合員、 被扶養配偶者	8月頃	調整中			
	退職予定者説明会	年度末退職予定者へ年金・医療保険制度の説明	組合員	10・11月	県内 約6会場			
保養等事業	施設宿泊 利用助成	防長苑 1人1泊 3,000円	組合員、 被扶養者	通年	各施設 (別紙黄色 リーフレット を参照)	利用施設が決まったら、所属所の共済事務担当課で必要事項（注）をすべて記入した利用助成券を発行してもらって、利用する施設へ持参してください。 その際、組合員証・被扶養者証（健康保険証）の提示をお願いします。		
		シーサイドパレス萩 1人1泊 3,000円					保健・保養施設宿泊利用助成券 (防長苑・シーサイドパレス萩用) ・組合員団体用（白色） ・組合員、被扶養者用（桃色）	
		契約保養所及び旅館 1人1泊 2,000円	契約保養所及び旅館 宿泊利用助成券（黄色）					
	保健・文化施設 利用助成	1人1利用につき 料金の500円以内の額	組合員、 被扶養者			保健・文化施設利用助成券 (水色)		
	施設利用 割引優待	シーサイドパレス萩の「バス&サウナ・プール・トレーニングジム」の無料優待	組合員、 被扶養者			シーサイド パレス萩	本誌に「平成22年度シーサイドパレス萩アクア優待券」を印刷していますので、切り離してご利用ください。 ただし、プールは冬季休業（11月～2月）します。	
	銀婚祝保養所 優待助成	銀婚を迎えた組合員へ直営保養所の優待助成券を贈呈	組合員			防長苑・ シーサイド パレス萩	5月に所属所で該当者を調査して報告いただき、6月末に該当者宅に「銀婚祝保養所優待助成券」を直接送付します。利用の際は、直接施設にお問い合わせください。	
旅行支援	「JRバカンスクーポン」共済組合又は旅行者の直営・契約施設に宿泊する旅行のJR等の運賃割引	組合員、 被扶養者	JTB、近畿 日本ツアー スト、トップ ツアー	バカンスクーポン購入申込書に記入し、取扱旅行会社へ直接提出してください。				

(注) 必要事項とは、利用施設名・利用年月日・利用者名・組合員証記号番号・助成金額となります。



## 利用助成のある契約施設についてのお知らせ

「利用助成契約施設等一覧表（平成22年度）」（黄色）を、本誌に差し込んでいます。  
これは、今年度、利用助成券を持参することで、利用料の助成を受けることができる施設についてお知らせしたもので、前ページの「施設宿泊利用助成」及び「保健・文化施設利用助成」の欄と合わせてご覧ください。（優待券については、「施設利用割引優待」の欄となります。）

### 施設利用助成券及び優待券を使用の際の注意事項！

- 利用できる方は、組合員及び被扶養者に限ります。（組合員証・被扶養者証（健康保険証）をお持ちの方です。）ただし、幼児等で宿泊料（保健文化施設については利用料）が発生しない方は、助成券の利用対象となりません。
- 他人への貸与、譲渡等はできません。
- 利用対象者以外の方が誤って利用された場合は、助成額をご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。
- 利用助成券は、所属所の共済組合事務担当課で、必要事項をすべて記入したものを発行してもらい、施設利用時に受付に提出してください。未記入箇所のある助成券は、施設の受付で受理できません。
- 施設受付窓口で助成券を提出する際は、組合員証等（健康保険証）を提示してください。
- 利用当日に助成券を持参できなかった場合は、助成を受けることはできません。
- 各種助成券は、「平成22年度用」と記載してあるものしか使用できません。
- 施設の利用料金等は、利用条件により異なりますので、詳細はご予約の際にご確認ください。

◇助成券の適正利用のため、ご協力を重ねてお願いいたします。

## メンタルヘルス相談事業についてのお知らせ

平成22年度用の「メンタルヘルス相談事業の実施について」（藤色）を、本誌に差し込んでいます。

【相談機関一覧表】を掲載して、平成22年度メンタルヘルス相談利用券を添付していますので、ご利用ください。（平成21年度用の桃色のものは使用できませんので、ご注意ください。）

利用券は、**1回につき1枚、組合員1人につき年度内3回まで無料**で利用できるものです。

年度内の再発行はしません。紛失しないよう大切に保管してください。

相談機関（医療機関）の医師が投薬等の医療が必要と認めるときは、相談者の了承により保険診療となります。

●利用できる方	山口県市町村職員共済組合の組合員本人に限ります。
●利用方法	相談機関に直接電話で予約してください。相談機関により予約不要のところもありますので【相談機関一覧表】で確認してください。共済組合のホームページでも確認できます。 相談時には、「メンタルヘルス相談利用券」と「組合員証（健康保険証）」を相談機関の窓口提出してください。

相談者のプライバシーは保護されます。

## 電話健康相談についてのお知らせ

0120-876-898

インターネットでの相談もできます。

本共済組合のホームページから！



クリック！

健康・こころの  
オンライン

ID  
876898  
でログイン！

年中無休・24時間  
いつでも安心  
相談料・通話料は無料  
携帯電話使用可  
気になる健康のお悩みに…

育児や介護の  
不安！

突然の症状や  
病気の悩み！

Web相談

ご利用ください！

# 保健施設シーサイドパレス萩の存廃について

本組合の保健施設シーサイドパレス萩の運営について、今後の方向性が決定しましたのでお知らせします。

## 《これまでの経緯》

シーサイドパレス萩は組合員や家族の健康維持・増進のため、旧萩海浜福祉センターの後継施設として、平成7年8月、萩港地方活性化モデル事業地へ開業オープンしました。しかし、バブル経済の崩壊など経営環境の変化により、赤字経営を余儀なくされてきました。また、総務省及び県監査において経営改善計画の策定や施設の存廃を含めた経営のあり方について指摘を受け、平成20年4月に第三者機関による経営診断を受けました。その結果を踏まえ、これまで数回に渡り保健・保養施設運営委員会で審議が重ねられ、以下の答申書が理事長へ提出されました。

答申第21-1号  
平成21年12月22日

山口県市町村職員共済組合  
理事長 中村秀明様

保健・保養施設運営委員会  
会長 古木哲夫

## 保健施設運営について(答申)

平成21年10月7日付(諮問第21-1号)の諮問書をもって意見を求められた保健施設シーサイドパレス萩の運営について、保健・保養施設運営委員会設置要綱第二の規定に基づき、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1. 存廃について

経営診断結果を受けて、平成21年度上半期までの現実的な目標に向けて営業努力をされましたが、施設態様等からしても将来的にも営業収支の著しい改善は見込めず、独立採算を期することは非常に困難な状況は変わりません。

また、共済組合直営から委託経営に変えても、共済組合が施設を所有したままの形では更に相当の営繕経費を注ぎ込んでいくことになるため、共済組合財政健全化のための有効な解決策にはなり難いと考えられます。

よって、当施設は、廃止し、売却(譲渡)することが妥当と認められます。

#### 2. 廃止時期について

共済組合財政が逼迫していること及び営業を続けるだけ赤字欠損金が膨らむことを勘案すると、早期に廃止することが望ましいが、施設職員の処遇及び保養所防長苑を含めた施設職員の人事措置を検討する時間も必要であること等に配慮して、今年度中の急な廃止は避け、売却(譲渡)方法・時期の検討もしながら、適切な時期を見計らって営業を停止して業務整理を行い、遅くとも平成22年度末までに廃止することが適当と思料されます。

#### 3. 資産(不動産・施設設備)の整理について

廃止後できるだけ速やかに売却(譲渡)できるよう早めに調査・検討を開始し、売却先については同業者を優先するものとし、社会通念上適切と解される相手及び方法等を選択するよう留意されたい。また、廃止後の売却を前提として、当面は資産評価を落とさないよう可能な管理を行われたい。

## 《今後の取り組み》

この答申を受け、平成22年2月17日開催の理事協議会及び平成22年3月2日開催の組合会において慎重に検討が行われた結果、答申内容に沿った施設の廃止を保健・保養施設運営委員会で具体化していくことになりました。

今後とも、共済組合では廃止に伴う営業終了時期や代替え措置等の情報を「共済だより」誌面でお知らせしていきますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

### お問い合わせ

共済組合総務課  
TEL083-925-6141



# 年金学校 初心者教室



あなたは、どうする？  
繰り上げ支給!!

今回は、退職及び老齢年金の繰り上げ支給について勉強します。

年金の支給開始年齢は、本来65歳からと定められています。(生年月日により異なりますので2010年1.2月号で復習してください。)しかし、60歳以降であれば、希望により65歳を待たずに年金を受給することができます。

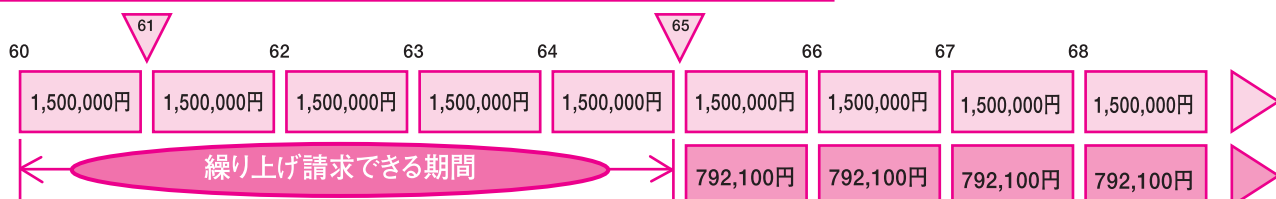
ただし、繰り上げる月数に応じて減額され、一生減額されます。また、途中で取り消すことはできません。

繰り上げ支給について、昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生れの方を例に計算方法や注意点を確認していきます。

## Aさんの場合

- ・S25年4月2生まれの一般組合員
- ・20歳から60歳まで公務員として勤務
- ・退職共済年金 1,500,000円
- ・老齢基礎年金 792,100円(満額:H22年度の額)
- ・61歳から老齢基礎年金を繰り上げ

退職共済年金

老齢基礎年金  
(国民年金)

61歳で繰り上げ  
「65歳まで残り48月」



合計

1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	2,292,100円	上段:繰り上げ請求をしない場合の合計年金額
1,500,000円	2,102,000円	2,102,000円	2,102,000円	2,102,000円	2,102,000円	下段:61歳で繰り上げ請求をした場合の合計年金額

繰り上げにより減額された老齢基礎年金額

減額された老齢基礎年金=老齢基礎年金×支給率※  
※支給率=1-0.5%×65歳到達月前月までの月数

Aさんは老齢基礎年金を61歳で繰り上げましたので、  
支給率=1-0.5%×48月で76%となります。

繰り上げ支給をしたときと、しなかったときの受給総額が同額となる年齢

いつ頃、逆転するの  
だろう。

繰り上げ支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給総額が同じになる年齢	76歳頃	77歳頃	78歳頃	79歳頃	80歳頃

## ◆ワンポイントアドバイス

- ・Aさんは、60歳から退職共済年金が受給できますので、繰り上げの対象となるのは、国民年金の老齢基礎年金になります。
- ・繰り上げ請求をすると、65歳より早く年金を受給できますが、65歳までの残月数により一月当たり0.5%減額されます。
- ・60歳から65歳になる間に、いつでも繰り上げ請求をすることができますが、一度請求すると取り消すことができませんので注意が必要です。また、減額率は一生変わりません。



## その他の注意事項

- 1 繰り上げ請求後は、事後重症による障害の年金が受けられません。
- 2 繰り上げ請求後は、退職共済年金等の長期加入及び障害者の特例措置を受けられません。
- 3 遺族の年金が支給されると、併給調整により受給中の繰り上げ支給の老齢基礎年金は65歳になるまで停止になります。

## 次回予告

繰り上げ支給パート2  
Bさんの繰り上げ支給について

○ 疑問・質問・ご意見をお寄せください ○

〒753-8529 山口市大手町9番11号  
山口県市町村職員共済組合 年金課 電話 083-925-6550  
FAX 083-921-1228

自習をされる方は全国市町村職員共済組合連合会のホームページ内の年金給付事業をご覧ください。

## 被扶養者の資格に異動はありませんか？

4月は進学・就職などのシーズンです。被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったときは、共済組合の被扶養者の資格を喪失します。所属所の共済組合事務担当課を經由して、共済組合に扶養認定取消の届出をしてください。

また、平成20年4月から事業所得等における経費の取扱いが変わり、扶養認定上認められた経費の実額を控除した金額が収入金額となります。所得税法上の経費とは異なります。

(詳しくは共済だより2010年1・2月号をご覧ください。)平成21年分の確定申告書で、扶養認定上の経費を控除した額が扶養認定の基準内であるか必ず確認してください。

被扶養者資格の取消要件に該当しているにもかかわらず、共済組合への届出が遅れた場合で、その間に医療機関等で受診されていたときは、医療費のうち窓口負担分を除いた共済組合負担分を組合員ご本人に請求することになりますので、留意してください。

所属所異動等で組合員証等の「記号・番号」が変わられた方は、医療機関等で受診される際に、必ず組合員証等を窓口で提示し「記号・番号」が変わられた旨を申し出てください。

### 被扶養者の認定を取り消す主な事例

- ① 被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったとき
  - ② 被扶養者が恒常的な所得を得たとき
    - ・ 60歳未満の者（障害年金の受給者を除く。）及び60歳以上で公的年金を受給していない者の恒常的な所得が年間130万円以上あるとき
    - ・ 障害を事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の恒常的な所得が年間180万円以上あるとき
- ※収入要件には月額・日額の基準もありますのでご注意ください。
- ③ 別居により組合員と被扶養者に生計維持関係がなくなったとき
  - ④ 同居要件の被扶養者が別居したとき

上記の事例以外にも扶養認定を取り消す場合があります。疑問やご不明な点については、所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係へお問合せください。

## 4月1日より「給付金等振込口座」 設定の取扱を変更しました

4月1日より、全国銀行協会に加盟している金融機関の口座設定が可能となりました。変更を希望される場合は、所属所の共済事務担当課を通じて「氏名等変更申告書」を提出してください。

注) 給付金等振込口座とは、共済組合から短期給付等の給付金、共済貯金の払戻金などを受け取っていただくために設定していただく口座です。

# ご存知ですか？ 限度額適用認定証

## ◇どんなときに使えるの？

70歳未満の方\*1が医療機関に入院したとき等（入院の他一部在宅医療）に適用されます。手続きをされることにより窓口負担が月単位で一定の限度額\*2にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

## ◇どうすれば受けられるの？

この取扱いを受けるためには、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」\*3を組合員証等と併せて医療機関の窓口で提示する必要があります。

認定証は、事前に共済組合に「限度額適用認定申請書」を提出することにより、共済組合から発行されます。

## ◇手続きを行わなかったら？

この手続きを行わない場合は、従来どおり一旦自己負担していただき、後日、医療機関等からの診療報酬明細書をもとに共済組合から高額療養費を支給します。

※1 70歳以上の方については、高齢受給者証を提示することにより、同様の取扱いとなります。

※2 医療機関の窓口で支払う限度額は**組合員の所得区分に応じて**異なります。

①上位所得者：給料月額424,000円以上（特別職は530,000円）

②一 般：給料月額424,000円未満

③低所得者：市町村民税非課税等

なお、食事の負担額や差額ベッド代などの費用は高額療養費の支給対象に含まれません。

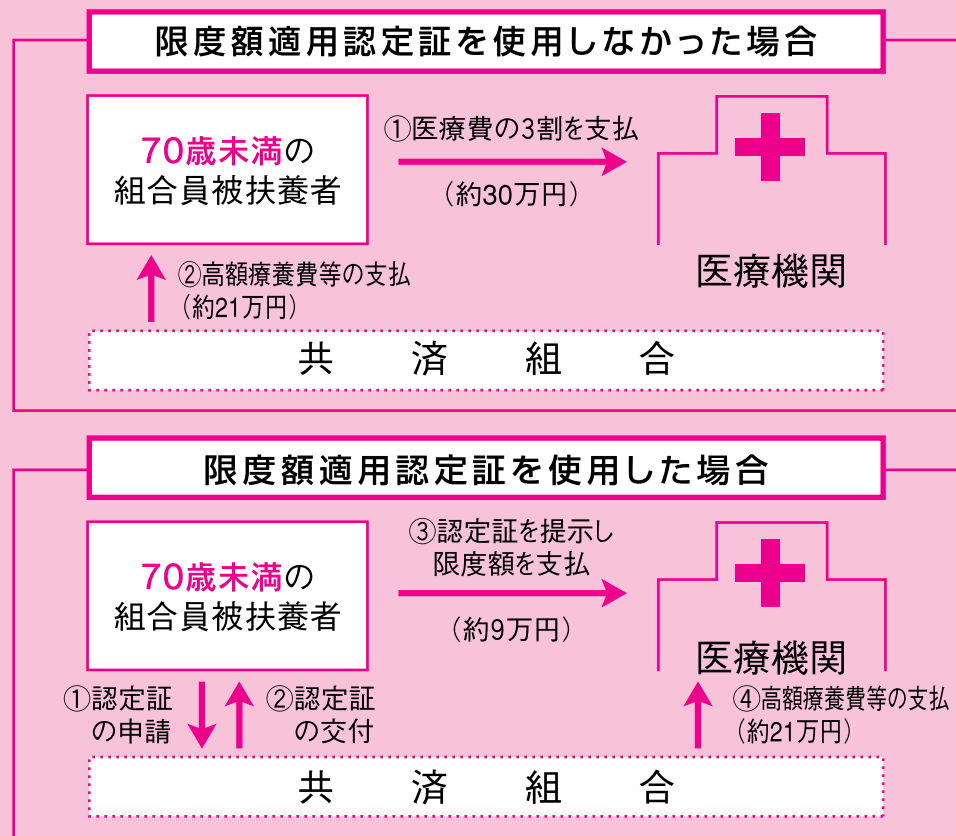
※3 新規採用・育児休業等で市町村民税非課税の方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行する場合は別に申請が必要となります。

### 問合せ先

山口県市町村職員共済組合  
保険課 医療保健係

TEL 083-1925-16142

〔例〕入院し、ひと月の医療費が約100万円かかった場合（所得区分②一般）



高額療養費の詳細については、ホームページをご覧ください。

# 貯金事業からのお知らせ

利率(半年複利)  
年1.1%  
(税引後 0.88%)

## 共済積立貯金 加入促進キャンペーン実施!

共済積立貯金の加入者数は6,838名(平成22年1月31日現在)となっており、全組合員に対する加入率は40.33%となっています。

共済組合では、組合員(任意継続組合員は除く。)の皆さんに積立貯金をもっと利用していただくために、新規加入者に特典として「図書カード500円分」をプレゼントするキャンペーンを実施いたします。まだ加入されていない方は、この機会にぜひご加入ください。

### 対象者

新規加入により平成22年4月から7月までの間に、天引きで「定時積立」(給料)又は「臨時積立」(期末・勤勉手当)を開始された方  
(「随時積立」のみで加入された方や積立額変更で天引きを開始された方等は対象になりません。)

### 特典と特典の送付方法

図書カード500円分を8月下旬頃ご自宅にお送りいたします。  
※特典の対象回数はお一人様1回となります。

## 共済積立貯金 積立額変更受付中

～積立額を見直して、資産を着実に増やしませんか?～

**受付期間 4/9(金)～5/10(月)【共済組合必着】**

- 6月積立分から変更になります。
- 次回の積立額変更の受付は、9/10(金)～10/8(金)共済組合必着で11月積立分からの変更になりますのでご注意ください。
- 現在、「随時積立」のみでご加入の方で「定時積立」や「臨時積立」を始められたい方は、積立額変更の取り扱いとなります。

4月1日現在の貯金利率は、年1.1%(半年複利、税引後0.88%)です。

本誌に差し込みしています「積立貯金加入・変更・解約申込書」を使って「新規加入」や「積立額変更」の手続きが出来ますので、必要事項を記入して所属所の共済事務担当課に提出してください。

貯金事業の内容については、本誌6・7ページの「貯金事業のご案内」によりご確認ください。

お問い合わせ 共済組合福祉課貯金係 TEL083-925-6551

### 共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月9日(金)	4月30日(金)
	4月23日(金)	5月14日(金)
	5月10日(月)	5月31日(月)
	5月25日(火)	6月15日(火)
解約	4月9日(金)	4月30日(金)
	5月10日(月)	5月31日(月)

### 共済組合の行事(4月)

- 事務担当者会議  
4月12日(月) 防長苑

## ライフ山口だより

問い合わせ先

有限会社 ライフ山口

〒753-0072  
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階  
TEL:083-925-2128  
FAX:083-925-2161  
メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

## ■「遺族サポートプラン」制度のご案内 (平成22年3月1日現在)

※1  
万一の場合に備えて

## 遺族サポートプラン

本人加入者数  
9,178名

## 遺族サポートロング

本人加入者数  
6,503名

## 長期継続保障

本人加入者数  
282名

## 病気・けがに備えて

## 医療保障保険

本人加入者数  
3,237名

## 総合医療サポート※3

本人加入者数  
1,048名

## 重病克服プラン

本人加入者数  
3,852名※2  
三大疾病に備えて

「遺族サポートプラン」をはじめ各種制度を、多くの組合員の方にご利用いただいております。

※1 死亡・高度障害 ※2 がん・急性心筋梗塞・脳卒中

※3 総合医療サポートは代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険部分)をセットしたものです。代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険と医療保険ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

## ■中途加入のご案内について(訂正)

共済だより3月号にてご案内しておりました、「遺族サポートプラン」の中途加入(毎年4月～5月にかけてご案内)は**本年度より実施しないこととなりました。**

新規加入・加入内容の変更等については、毎年9月頃に実施される更新PR時にお手続きください。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-10-LF-001902

## ◆利用助成契約施設についてのお知らせ

区分	施設名	所在地	事由
市町村職員共済組合の 宿泊施設	長崎県市町村職員共済組合 グランビューうのみ	長崎県	平成22年3月31日 閉館

## 編集後記

新年度を迎えました。異動があった組合員さんは、新たな気持ちで仕事に取り組まれていることと思います。気持ちといえば、私の場合、切替えができず最悪な方へと向かい、そしてまた落ち込むということを繰り返しています。みなさんに配布しました「10'Sルール」の6をとりあえず実行してみようと思っています。

(K・H)

春と言えば…入学・卒業・花粉症に黄砂。色々ありますが、満開の桜を思い出す人も多いのでは?先日、家のベランダの桜の木に花が咲きました。小さな桜の木ですが、何年もの間、葉桜ばかりだったので、少し幸せな気分が新年度を迎えることができました。

(M・H)

## 組合の現況

平成22年3月9日現在



組合員/男

11,362人



組合員/女

5,591人



組合員/合計

16,953人



任意継続組合員

463人



被扶養者/男

7,146人



被扶養者/女

12,323人



被扶養者/合計

19,469人

防長苑

# 特別宿泊プランのインターネット予約について

防長苑のホームページよりインターネット専用特別宿泊プラン予約受付中!!  
※宿泊利用助成券併用できます。

季節の和洋会席料理を部屋食でご提供いたしております。  
 ご家族・ご友人でどうぞ

山口湯田温泉 美肌の湯宿 防長苑  
 TEL083-922-3555 FAX083-921-1001  
<http://www.bochoen.jp/>

防長苑

検索

## ◆組合員の皆さんへ『感謝の特典』をご用意しました◆

≪期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日≫

OPEN  
 15周年  
 記念特典

- ①誕生月に1泊2食プランをご利用の方は**宿泊料金を1,500円引き**とします。  
※山口県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者とその同伴家族の方に限ります。  
 ※組合員証など、該当者の生年月日を確認できるものをご持参ください。提示がない場合は割引できません。  
 ※宿泊利用助成券(3,000円)、リピーター割引券(優待ハガキ:500円引き)との併用もできます。
- ②1泊2食プランご利用者の内、レストランで夕食をされる方には**1ドリンク無料サービス**を行います。
- ③レストラン特典、宴会特典、婚礼特典及びAQA特典も以下年間スケジュールによりをご用意しました。

**ご予約は6ヶ月前から承ります!**

「◎」は各月毎日実施特典、「水曜」は各月水曜日のみ実施特典、「15日」は各月15日のみ実施特典

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宿泊	①誕生月の方1,500円引き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	②レストラン食・1ドリンク無料サービス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
レストラン	③ポイント2倍サービス	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜	水曜
宴会	③食事券進呈(料理代の15%相当)	×	水曜	×	×	×	水曜	水曜	×	×	×	×	×
	③お飲物無料サービス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
婚礼	③着付室&控室無料サービス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	③新郎新婦・宿泊無料サービス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
AQA	③温水プール無料開放	15日	15日	15日	15日	×	15日	15日	冬季休業				15日
	③トレーニングジム無料開放	×	×	×	×	×	×	×	15日	15日	15日	15日	×

### ■オープン日記念特典■

《8月10日(火)》

- 1泊2食プランご利用者全員に1ドリンク無料サービス
- レストラン蒼海ご利用者全員にアフタードリンク無料サービス
- AQA(バス&サウナ・温水プール・トレーニングジム)を無料開放  
※12時までの入場者に限定(再入場不可)とします。



山口県市町村職員共済組合 保健施設  
**シーサイドパレス 萩**

〒758-0011 萩市椿東字北川6030-13 (JR山陰本線越ヶ浜駅前)  
**TEL 0838-26-6141 FAX 0838-26-6365**  
<http://www.sp-hagi.com/>

## シーサイドパレス萩 アクア優待券を配布します 組合員及び被扶養者が使用できます。

本年度も皆さんの保養・健康増進のため、シーサイドパレス萩アクア優待券を配布いたします。

この優待券を組合員証等とともにフロントに提出されれば、「バス&サウナ・温水プール・トレーニングジム」が無料で利用できます。

切り取ってご使用ください。

平成22年度 シーサイドパレス萩アクア優待券  
 有効期限 平成23年3月31日

所属所名	AQA RELAXATION	証 記 号	
組合員氏名	AQA	証 番 号	
利 用 者	組合員	名	被扶養者 名

\* 本券は、組合員とその被扶養者に限りご使用できます。  
 \* 各欄にもれなく記入のうえ組合員証(被扶養者証)とともにフロントに提出してください。  
 \* プール休業期間は、バス&サウナ及びトレーニングジムの共通優待券となります。

発行者 山口県市町村職員共済組合

平成22年度 シーサイドパレス萩アクア優待券  
 有効期限 平成23年3月31日

所属所名	AQA RELAXATION	証 記 号	
組合員氏名	AQA	証 番 号	
利 用 者	組合員	名	被扶養者 名

\* 本券は、組合員とその被扶養者に限りご使用できます。  
 \* 各欄にもれなく記入のうえ組合員証(被扶養者証)とともにフロントに提出してください。  
 \* プール休業期間は、バス&サウナ及びトレーニングジムの共通優待券となります。

発行者 山口県市町村職員共済組合